

(9) 平成12年度実地指導結果について

1. 平成12年度 保険者等に対する指導結果について

(1) 都道府県本庁分

①総括表

ア 平成12年度実地指導実施都道府県数	10道府県
イ 技術的助言を行った都道府県数	6道府県 (60.0%)
ウ 技術的助言の総件数	8件

②技術的助言の内訳

助言事項	具体的内容	助言件数	助言率
市町村(保険者)に対する実地指導	実地指導計画、要綱等の整備が不十分である。	2	20.0%
	実地指導に当たる出先機関に係る事務分掌規定の整備が不十分である。	1	10.0%
市町村(保険者)に対する指導	一般財源を原資として一部低所得者に対する保険料を一律に減免等している市町村がある。	3	30.0%
苦情の処理	苦情処理マニュアルが作成されていない。	1	10.0%
	苦情処理票の記録・整備が不十分である。	1	10.0%
合計		8	—

(注)「助言率」は、助言件数を平成12年度実地指導実施都道府県数(10)で除したものである。

(2) 市町村（保険者）分

①総括表

ア 平成12年度実地指導実施保険者数	16 保険者
イ 技術的助言を行った保険者数	7 保険者 (43.8%)
ウ 技術的助言の総件数	9 件

②技術的助言の内訳

助言事項	具 体 的 内 容	助言件数	助言率
(体制の整備) 介護保険事務の 実施体制	広域連合と構成市町村との業務分担マニュアルにおいて、「標準負担額減額認定証」は、広域連合の決裁終了後に交付することになっているが、構成市町村全てが申請時に交付を行っている。さらに、広域連合ではこの事実を承知しているが、改善できない状況にある。	1	6.3%
要介護認定 事務関係	主治医意見書に係る情報の管理が不十分。	2	12.5%
	要介護認定申請から法定期限の30日までに処理を終えていない件数が多い。	3	18.8%
	要介護認定申請から法定期限の30日以内に処理が終えなかった場合に延期通知書を出していない。	1	6.3%
苦情の処理	介護保険施設等指定基準に違反していると思われる苦情について、県への報告等連携が図られていない。	2	12.5%
合 計		9	—

(注)「助言率」は、助言件数を平成12年度実地指導実施保険者数(16)で除したものである。

2. 平成12年度 サービス事業者等に対する指導結果について

(1) 都道府県市本庁分

①総括表

ア 平成12年度実地指導都道府県市数	15 県市
イ 技術的助言を行った都道府県市数	10 県市 (66.7%)
ウ 技術的助言の総件数	12 件

②技術的助言の内訳

助 言 事 項	具 体 的 内 容	助言件数	助言率
指導及び監査実施方針	指導監査要綱が未整備又は不適切。指導計画が未策定。指導結果の開示について不十分。	6	40.0%
指導及び監査実施体制	指導監査実施主体、分担、連携体制が明確でない。	4	26.7%
苦情処理体制	苦情処理の記録の不備。	1	6.7%
廃止届等の処理	事業者から廃止届が提出されているが、公示がなされていない。	1	6.7%
合 計		12	-

(注) 「助言率」は、助言件数を平成12年度実地指導都道府県市数(15)で除したものである。

(2) サービス事業者等分

①総括表

ア 平成12年度実地指導事業所数 49事業所

(事業所数内訳)

介護老人福祉施設11, 介護老人保健施設11

訪問介護1, 訪問入浴1, 訪問看護2, 通所介護5, 通所リハ5, 短期入所生活介護2,

短期入所療養介護3, 痴呆対応型共同生活介護1, 特定施設入所者生活介護1,

福祉用具貸与2, 居宅介護支援4

イ 是正改善指導を行った事業所数 47事業所 (95.9%)

ウ 是正改善指導の総件数 110件

21施設 59件, 26事業所 51件

②是正改善指導の内訳

指 摘 事 項	具 体 的 内 容	施 設		居 宅	
		是正改善 指導施設数	指摘率	是正改善 指導事業所数	指摘率
○ 人員に関する基準					
(1) 訪問看護員等の員数	採用時の資格確認が不適切。	—	—	1	3.7%
(2) 介護職員又は看護職員	夜勤職員の不足状態が長期間続いている。	1	4.5%	—	—
○ 設備に関する基準					
(1) 居室	「ブザー又はこれに代わる設備」の未設置。	2	9.1%	—	—
(2) 静養室	静養室未整備。	1	4.5%	—	—
(3) 医務室	必要な広さが未確保。	1	4.5%	—	—
○ 運営に関する基準					
(1) 内容及び手続の説明及び同意	重要事項を記した文書の事項が不備。	12	54.5%	16	59.3%
(2) 入退所の記録の記載	介護保険被保険者証への入退所の記録が未記載。	2	9.1%	—	—
(3) 利用料等の受領	その他の日常生活費の算定根拠が不明確、請求方法・項目が不適切。	8	36.4%	7	25.9%
(4) サービス計画の作成	サービスの具体的計画の記録なし。	3	13.6%	4	14.8%
(5) サービス計画の取扱方針	身体拘束に係る記録等の不備、居室以外での長期的な介護。	5	22.7%	—	—
(6) 介護	離床対策が不適切、プライバシーの未確保。	2	9.1%	—	—
(7) 運営規程	運営規程未策定、記載事項の不備及び不適切。	5	22.7%	6	22.2%

(8) 勤務体制の確保等	生活相談員の配置が不適正。	—	—	1	3.7%
(9) 非常災害対策	消防、避難訓練の未実施。	—	—	1	3.7%
(10) 掲示	重要事項等が未掲示、また掲示事項の不備。	7	31.8%	8	29.6%
(11) 秘密保持等	従業者に対する秘密保持に係る取決めなし。	—	—	1	3.7%
(12) 苦情処理	苦情処理方法や体制が不明確。	1	4.5%	1	3.7%
(13) 記録の整備	療養指導結果、サービス計画書の記録の不備。	3	13.6%	—	—
(14) 開設許可等の変更	設備の用途変更が未届。	1	4.5%	—	—
○ 変更の届出等					
(1) 変更の届出等	運営規程の内容変更が未届。	—	—	3	11.1%
○ 介護保険給付費の算定及び取扱い					
(1) 初期加算	短期入所介護から継続した施設入所の際の初期加算の取扱が不適切。	2	9.1%	—	—
(2) 退所時指導加算	老健施設退所後、特養入所に際して退所時指導加算を誤って算定。	1	4.5%	—	—
(3) 機能訓練指導員に係る加算	専従機能訓練指導員ではなく、兼務看護婦で加算。	—	—	1	3.7%
(4) 緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算と時間外の重複加算。	—	—	1	3.7%
(5) 基本食事サービス	入所者外泊時等の算定。	2	9.1%	—	—
合 計		59	—	51	—

(注) 「指摘率」は、是正改善指導施設(事業所)数を平成12年度実地指導事業所数(施設(22)、事業所(27))で除したものである。